

「輸出貨物木質包装検疫処理管理弁法」

2005年1月10日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

輸出貨物木質包装検疫処理管理弁法

国家質量監督検驗検疫総局令「2005」第 69 号

「輸出貨物木質包装検疫処理管理弁法」は、2004 年 12 月 24 日の国家質量監督検驗検疫総局局務会議の審査を経て公布され、2005 年 3 月 1 日から実行する。

局長
2005 年 1 月 10 日

輸出貨物木質包装検疫処理管理弁法

- 第一条 木質包装検疫監督管理を規範し、輸出貨物に使用される木質梱包材が輸入国家或は地区検疫要求に満たすため、「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」及び実施条例に基づき、また、国際植物検疫措置標準第 15 号「国際貿易木質包装材料管理規則(簡称:第 15 号国際標準)」の規定に準拠し、本弁法を制定する。
- 第二条 本弁法に指される木質梱包材とは、貨物を載せる、覆う、支える、あるいは補強する用途で使用される木製パレット、木製箱、木製枠、木製桶、木製軸、枕木あるいは当て木などをいう。
人工合成或は加熱、加圧等深度加工を施した梱包用木質材料(例えば、ベニヤ板、繊維板等)を除く。薄板切れ端、木屑、鋸屑、鉋屑等の厚さ 6mm 以下の木質材料を除く。
- 第三条 国家質量監督検驗検疫総局(以下、「国家質検総局」という)は、全国輸出貨物木質梱包材の検疫監督管理活動を統一管理する。国家質検総局は各地で設置している輸出入検驗検疫機構(以下、「検驗検疫機構」という)が行う、所属地区の輸出貨物木質梱包材の検疫監督管理活動に責任を負う。
- 第四条 輸出貨物木質梱包材は本弁法添付 1 に明記された検疫除害処理を実施して、添付 2 に従い、専用標識を表示する。
- 第五条 木質梱包材に除害処理を実施し、かつ、標識を付けた企業(以下、「標識表示企業」という)が、所在地検驗検疫機構へ除害標識表示資格申請を提出する際には、下記の資料を併せて提供しなければならない:
- (一) 「輸出貨物木質梱包材除害処理標識表示申請審査表」(添付 3)
 - (二) 工商営業ライセンス及び関連部門の批准証明書コピー
 - (三) 工場区域平面図、原料倉庫(場)、生産工場、除害処理場所、完成品倉庫平面図
 - (四) 熱処理或は薫蒸処理等除害施設及び関連技術、管理人員関連の資料
 - (五) 木質梱包材生産防疫、質量管理システム関連資料
 - (六) 検驗検疫機構が要求するその他資料
- 第六条 直屬検驗検疫機構は標識表示企業の熱処理或は薫蒸処理施設、人員及び関連質量管理システム等を検査し、基準を満たす場合は(添付 4)、除害処理標識表示資格証明書(添付 5)を発行し、併せて、標識表示企業リストを公布し、同時に、国家質検総局へ報告する。標識表示資格の有効期限は 3 年間;基準を満たさない場合は、資格証明書を発行しない。発行しないの理由についても併せて申請企業へ書面で知らせる(添付 6)。資格証明書を取得していない場合、除害処理標識を付けてはならない。

- 第七条 標識表示企業は下記の一つに該当する場合、検疫検査機構へ標識表示資格を再び申請しなければならない。
- (一) 熱処理或は薫蒸処理施設の改築(修)、増築(設)の場合
 - (二) 木質梱包材完成品倉庫の改築(修)、増築(設)の場合
 - (三) 企業住所変更の場合
 - (四) その他重大な変更がある場合
- 再申請しない場合、検疫検査機構は標識表示資格が取り消されるまで当該資格を一時停止する。
- 第八条 標識表示企業は、除害処理前に、木質梱包材除害処理計画を所在地検疫検査機構へ申告しなければならない。検疫検査機構は、除害処理過程と標識表示状況の監督管理を実施する。
- 第九条 除害処理終わった後、標識表示企業は、処理結果報告書(添付7、添付8)を提出しなければならない。検疫検査機構の除害処理合格認定を受けた場合、標識表示企業は規定に従い標識を表示する。
- 再利用、再加工或は修理した木質梱包材は再検査及び再検査実施済みの標識表示をしなければならない。この場合、木質梱包材材料全ての組立て部分について均等にの処理すること。
- 第十条 標識表示企業は、標識表示木質梱包材を、単独で保存しなければならない。検疫検査機構の審査基準に従い、有害生物の二次進入を防止する必要な防疫措置を施し、木質梱包材販売、使用記録を備えること。
- 第十一条 標識表示資格を未取得の木質梱包材使用企業は、検疫検査機構が公告した標識表示企業から木質梱包材を購入し、併せて標識表示企業に対し輸出貨物木質梱包材除害処理合格証拠(添付9)を提供するように求める。
- そ 検疫検査機構は輸出貨物に使用する木質梱包材に対して、抽出検査を実施する
- 第十三条 標識表示企業が下記の一に該当する場合、検疫検査機構は整理改善の責を負う。整理改善期間は、標識表示資格を一時停止する。
- (一) 熱処理・薫蒸処理施設、検査設備が基準を満たさない場合
 - (二) 除害処理が規定された温度、薬材の分量、時間等技術基準を満たさない場合
 - (三) 適正に除害処理された木質梱包材完成品倉庫の管理が規範に従わないため、有害生物の二次侵入リスクがある場合
 - (四) 木質梱包材標識表示方法が基準に合致していない場合
 - (五) 木質梱包材除害処理、販売等状況が不明確な場合
 - (六) 関連質量管理システムの運営が正常ではなく、質量記録が不完全な場合
 - (七) 規定されている報告を検疫検査機構へ未報告の場合
 - (八) その他木質梱包材検疫質量に影響がある場合
- 第十四条 標識表示企業の原因で下記の一に該当する場合、検疫検査機構はその標識表示資格が取り消されるまで、標識表示資格を一時停止するとともに、その旨を公布する。
- (一) 第十三条各款に列記する事項により、国外で除害処理中、廃棄或は積戻し等の場合
 - (二) 有効な除害処理を経ないで標識を表示している場合
 - (三) 標識の転売、流用等偽計を用いた場合
 - (四) 品質の安全性に重大な問題が生じた場合
 - (五) その他木質梱包材検疫質量に重大な影響を生じる場合
- 第十五条 標識を偽造、変造、盗用する場合は、「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」及び実施条例関連規定より処罰する。
- 第十六条 木質梱包材について輸入国家或は地区が特殊検疫条件を有する場合は、輸入国家或は地区の条件に従う。

第十七条 本弁法は国家質検総局が解釈に責任を負う。

第十八条 本弁法は2005年3月1日から実施する。

- 添付
1. 輸出貨物木質包装害除く処理方法
 2. 輸出貨物木質包装害除く処理標記要求(略)
 3. 輸出貨物木質包装害除く処理標記付け資格申請表
 4. 輸出貨物木質包装害除く処理標記付け要求
 5. 中華人民共和国輸出入検疫局輸出貨物木質包装害除く処理標記付け資格証書(略)
 6. 中華人民共和国輸出入検疫局輸出貨物木質包装害除く処理標記付け資格通知書
 7. 輸出貨物木質包装熱処理結果報告書
 8. 輸出貨物木質包装薫蒸処理結果報告書
 9. 輸出貨物木質包装害除く処理合格証憑
 10. 輸出